

公立大学法人埼玉県立大学の共催及び後援に関する規程

平成22年4月1日  
規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「大学」という。）が大学以外のものの行う保健・医療・福祉関係及び教育関係の事業を共催し、又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を分担することをいう。
- 二 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(承認の基準)

第3条 理事長は、事業の主催者から共催又は後援の申請があったときは、次の各号に掲げる基準により審査の上、承認の可否を決定するものとする。

一 主催者についての基準

- イ 国又は地方公共団体
- ロ 学校又は学校を構成員とする団体
- ハ 公益法人
- ニ その他の団体等で理事長が特に認めたもの

二 事業内容についての承認基準

- イ 保健・医療・福祉又は教育の向上、普及に寄与するもので、公益性のある事業であること。
- ロ 大学設置の趣旨に適合した事業であること。
- ハ 宗教活動、政治活動又は営利を目的とするものでないこと。

三 その他の審査基準

- イ 主催者が明確であること。
- ロ 主催者の事業実施能力が十分であること。
- ハ 講習会等の開催事業にあっては、その講師が事業目的に真に適当な人物であること。
- ニ 開催場所の安全対策等が十分に講じられていること。
- ホ 主催者が参加者等から入場料、参加料等の経費を徴収する場合は、参加者に加重の負担とならないものであること。
- ヘ 後援にあっては、事業の経費負担のないこと。
- ト 過去に法人が共催し、又は後援したもので、承認の条件を履行しなかったことがないこと。

(申請)

第4条 共催又は後援を申請しようとする者は、別紙申請書に次の各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- 一 主催者に関する書類（規約又は定款、役員名簿、事業計画等）
- 二 事業の目的及び計画を明らかにする書類
- 三 事業に係る予算書（収支計算書）

(承認条件)

第5条 理事長は、承認を決定する場合において、必要により条件を附することができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、共催及び後援に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

別紙（第4条関係）

共 催  
申 請 書  
後 援

年 月 日

（あて先）  
公立大学法人埼玉県立大学理事長

住 所  
団体名  
代表者氏名 印

下記の事業について、公立大学法人埼玉県立大学の共催・後援を受けたいので、公立大学法人埼玉県立大学の共催及び後援に関する規程第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。  
記

1 事業名	
2 開催日時	
3 開催場所	
4 主催団体名	
5 本学以外の共催 ・後援団体名	
6 添付書類 (1) 主催者に関する書類（規約又は定款、役員名簿、事業計画書） (2) 事業の目的及び計画を明らかにする書類 (3) 事業に係る予算書（収支計算書）	

※ 「共催」、「後援」のいずれかに○（マル）をつけて使用してください。